

令和8年1月13日

## 四万十町過疎地域持続的発展計画の策定に係る意見募集について

本町では、令和3年4月1日に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、過疎対策事業債等財政上の支援措置を受けるため、「四万十町過疎地域持続的発展計画」を策定しています。

現在の計画が令和7年度末で終了することをうけ、令和8年度からの5年間を計画期間とする新たな計画案をまとめましたので、町民の皆さまからのご意見を募集します。

### 記

#### 1 意見募集案件

『四万十町過疎地域持続的発展計画（案）について』

#### 2 意見募集期間

令和8年1月13日（火）～令和8年2月3日（火）

#### 3 資料の閲覧方法

##### (1) 閲覧所による閲覧

- ①本庁西庁舎1階閲覧所
- ②大正地域振興局1階閲覧所
- ③十和地域振興局1階閲覧所
- ④興津出張所閲覧所

##### (2) 町ホームページによる閲覧

#### 5 意見の提出方法

次の方法でご意見をお願いします。

##### (1) 意見箱による投函

閲覧所に備え付けの用紙に記入して、意見箱に直接投函してください。

##### (2) 電子メールの場合

[103080@town.shimanto.lg.jp](mailto:103080@town.shimanto.lg.jp)宛てに送信

##### (3) 郵送の場合（送料はご負担願います。）

〒786-8501 高知県高岡郡四万十町琴平町16-17 四万十町役場 企画課あて

##### (4) FAXの場合

0880-22-3123

##### (5) 直接提出する場合

四万十町役場本庁西庁舎3階 企画課へお越しください。

様式の指定はありませんが、住所、氏名、連絡先（電話番号）、意見の原案における該当ページを記入し、上のいずれかの方法で提出してください。

（電話での意見提出はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。）

#### 6 注意事項

- (1) 提出いただいたご意見は、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、原則公表となりますので、あらかじめご了承ください。

- (2) ご意見中に、個人に関する情報で特定の個人が識別し得る情報がある場合及び法人等の財産権等を害する恐れがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただくことがあります。
- (3) ご意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本件に対する意見公募に関する業務にのみご利用させていただきます。

#### 7 お問い合わせ先

四万十町役場 企画課 伊藤	電 話 0880-22-3124
	F A X 0880-22-3123
	E メール 103080@town.shimanto.lg.jp